

SPC法務ガイドライン新旧対照表

改正後				改正前			
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">参考様式集</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-left: 100px;">別添 1</div>				<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">参考様式集</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-left: 100px;">別添 1</div>			
10A 特定目的会社(新SPC、SPT)関係 別紙様式1 資産種加信画の記載内容についてのチェックリスト				10A 特定目的会社(新SPC、SPT)関係 別紙様式1 資産種加信画の記載内容についてのチェックリスト			
項目	関連条文	審査する内容	チェック欄	項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
2.優先出資の発行等に関する事項	(略) 規則12条九	(略) (9)(略)		2.優先出資の発行等に関する事項	(略) 規則12条九	(略) (9)(略)	
	同号イ	(a) 利益消却を予定する場合は、その旨及び利益消却についての記載があるか。 (略)			同号イ	(a) 利益消却を予定する場合は、その旨の記載があるか。  (略)	
	規則12条十	(10)(略)			規則12条十	(10)(略)	
	同号ロ	(b) 単位未満優先出資証券の発行について記載があるか。 (略)			同号ロ	(b) 単位未満優先出資の発行について記載があるか。 (略)	
	規則12条十一	(11)(略)			規則12条十一	(11)(略)	
	(略) 同号ロ	(略) (b)(略) 各優先資本の減少を行う目的、要件及び時期の記載があるか。 (略) 各優先資本の減少において優先出資の消却を行うときは、消却すべき優先出資の種類及び数又はその計算方法、消却の方法並びに消却に要する金額又はその計算方法について記載があるか。 各優先出資の減少において優先出資の併合を行うときは、併合すべき優先出資の種類及び併合の方法について記載があるか。 各優先資本の減少の対象となる優先出資の種類について記載があるか。			(略) 同号ロ	(略) (b)(略) 各優先資本の減少を行う目的、要件、方法及び時期の記載があるか (略) (新設) (新設) (略)	
	規則36条						

3. 特定社債の発行等に関する事項	(略)	(略)
	規則13条一	(1) 特定社債(特定短期社債を除き、 <u>転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債(以下3.において転換特定社債等という。)</u> を含む。)の発行を予定する場合は、その旨の記載があるか。
	規則13条二	(2)特定社債の総額(発行予定残高の上限をいう。以下3.において同じ。)について記載があるか。
	規則13条三	(3)特定社債の内容について記載があるか。
	規則13条四	(4) <u>各発行ごとの発行期間</u> について記載があるか。
	規則13条五	(5)各発行ごとの発行価額(転換特定社債等が発行する場合は、その内訳を含む。)、利率及び募集等の方法について記載があるか。
	(略)	(略)
規則13条十	(10)特定社債管理会社(各特定社債の金額が一億円未満の場合に限る。)又は、担保付社債委託に定める信託会社(物上担保が付される場合に限る。)の商号について記載があるか。	
(略)	(略)	
法5条 二	(14)(略)	
	同(2)	(b) 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権(以下3.において「引受権」という。)の内容について記載があるか。

3. 特定社債の発行等に関する事項	(略)	(略)
	規則13条一	(1)特定社債(転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を含む。以下同じ。)の発行を予定する場合は、その旨の記載があるか。
	規則13条二	(2)特定社債の総額(発行予定残高の上限。以下同じ。)について記載があるか。
	規則13条三	(3)特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債(以下「 <u>転換特定社債等</u> 」という。))の内容について記載があるか。
	規則13条四	(4)発行期間について記載があるか。
	規則13条五	(5)各発行ごとの発行価額(転換特定社債等が発行する場合は、その内訳を含む。))及び募集等の方法について記載があるか。
	(略)	(略)
規則13条十	(10)特定社債管理会社(各特定社債の金額が一億円未満の場合)又は、担保付社債委託に定める信託会社(物上担保が付される場合に限る。)の商号について記載があるか。	
(略)	(略)	
法5条 二	(14)(略)	
	同(2)	(b) 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権(以下「引受権」という。)の内容について記載があるか。

3-2. 特定短期社債発行等に関する事項	法2条	次に掲げるすべての要件を満たしているか。
	一	(略)
	二	(略)
	三	(略)
	四	(略)

3-2. 特定短期社債発行等に関する事項	法2条8項	(10) 次に掲げるすべての要件を満たしているか。
	1号	(略)
	2号	(略)
	3号	(略)
	4号	(略)

	五	(e) 担保附社債信託法の規定及び法第113条第3項の規定により担保が付されるものでないこと。	
	(略) 規則13条の2 二	(略) (2) 特定短期社債の限度額（発行予定残高の上限をいう。）について記載があるか。	
	規則13条の2 四 (略) 規則13条の2 六 (略) 法113条の6	(4)各発行ごとの発行時期について記載があるか。 (略) (6)各発行ごとの発行価額及び利率について記載があるか。 (略) (略)	
	同号八 規則33条 の10 —	(略)	
	規則33条 の10 二イ	(略)	
	規則33条 の10 二ロ	(略)	
	規則13条の2 十 (略) 規則13条の2 十二	(11)上記(4)～(9)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続きについて記載があるか。 (略) (13)上記(1)～(9)、(11)及び(12)について変更を禁止する場合はその旨の記載があるか。	

	5号	(e) 担保附社債信託法の規定及び第113条第3項の規定により担保が付されるものでないこと。	
	(略) 規則13条の2 二	(略) (2) 特定短期社債の限度額（発行予定残高の上限、以下同じ。）について記載があるか。	
	規則13条の2 四 (略) 規則13条の2 六 (略) 法113条の6	(4)発行時期について記載があるか。 (略) (6)各発行ごとの発行価額について記載があるか。 (略) (略)	
	同号八 規則33条 の四 —	(略)	
	規則33条 の四 二イ	(略)	
	規則33条 の四 二ロ	(略)	
	規則13条の2 十 (略) 規則13条の2 十二	(11)上記(5)～(9)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続きについて記載があるか。 (略) (13)上記(1)～(3)について変更を禁止する場合はその旨の記載があるか。	

4. 特定約束 手形の発行 等に関する 事項	(略) 規則14条二	(略) (2)限度額（発行予定残高の上限をいう。）について記載があるか。	
	(略) 規則14条四	(略) (4)各発行ごとの発行時期について記載があるか。	
	規則14条五	(5)各発行ごとの発行価額及び利率について記載があるか。	

4. 特定約束 手形の発行 等に関する	(略) 規則14条二	(略) (2)限度額（発行予定残高の上限）について記載があるか。	
	(略) 規則14条四 (略)	(略) (4)発行時期について記載があるか。 (略)	
	規則14条五	(5)各発行ごとの発行価額について記載があるか。	

(略)	(略)	
規則14条七	(7)特定約束手形に係る信用補完又は追加補完の概要について記載があるか。	
(略)	(略)	
法149条一	(略)	
(略)	(略)	
同号イ	(a) 特定約束手形の発行目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものである旨の記載があるか。	
(略)	(略)	
規則39条ニイ	規則16条7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、発行を予定する特定約束手形について指定格付機関(当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の耐格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得している旨の記載があるか。	
(略)	(略)	

(略)	(略)	
規則14条七	(7)約束手形に係る信用補完又は追加補完の概要について記載があるか。	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
同号イ	(a) 約束手形の発行目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものである旨の記載があるか。	
(略)	(略)	
規則39条ニイ	(規則16条7号ロの場合であって、取得する資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、発行を予定する特定約束手形について指定格付機関(当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の耐格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得している旨の記載があるか。	
(略)	(略)	

5. 特定目的借入れに関する事項	(略)	(略)	
(略)	規則15条二	(2) 限度額(借入れ予定残高の上限をいう。)について記載があるか。	
(略)	(略)	(略)	

5. 特定目的借入れに関する事項	(略)	(略)	
(略)	規則15条二	(2) 限度額について記載があるか。	
(略)	(略)	(略)	

6. 特定資産に関する事項	(略)	(略)	
(略)	規則16条二	(2) 特定資産の権利の移転に関する事項(特定資産の譲渡に係る対抗要件の具備又は買戻特約の設定状況に関する事項を含む。)について記載があるか。	
(略)	規則16条七イ	(略) 【開発型の場合】 (7)上記(2)～(4)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
(略)	規則16条七ロ	【プログラム発行スキームの場合】 次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記～(5)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
(略)	同(1)	(a) (略)	

6. 特定資産に関する事項	(略)	(略)	
(略)	規則16条二	(2) 特定資産の権利の移転について記載があるか。	
(略)	規則16条七イ	(略) 【開発型の場合】 (7)上記(2)～(5)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
(略)	規則16条七ロ	【プログラム発行スキームの場合】 次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記～の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
(略)	同(1)	(a) (略)	

同(2) (略)	(b) 発行を予定する資産対応証券が、 <u>特定短期社債又は特定約束手形のみである旨の記載があるか。</u> (略)	
規則16条七八	<b>【特定社債継続発行スキームの場合】</b>  次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記 ~ の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
同(1)	上記(1)の「特定資産の内容」欄に掲げる事項によって特定可能な指名金銭債権若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であって、一定の条件に基づいて抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得するものであること <u>の記載があるか。</u>	
同(2)	発行される資産対応証券が、担保附社債信託法の規定又は法第113条第3項の規定により担保が付された特定社債であること <u>の記載があるか。</u>	
同(3)	資産流動性計画に上記(b) について変更を禁止する旨の定め <u>の記載があるか。</u>	
規則16条八	(10)上記 ~ (9)( は、開発型又は の場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。 )の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	

同(2) (略)	(b) 発行を予定する資産対応証券が <u>特定約束手形のみである旨の記載があるか。</u> (略)	
規則16条七八	(新設)  (新設)	
同(1)	(新設)	
同(2)	(新設)	
同(3)	(新設)	
規則16条八	(10)上記 ~ ( は、開発型又は の場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。 )の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	

7. 特定資産の管理等に関する事項	(略)	(略)
規則17条二	特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者（以下「受託者等」という。）の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等について（特定資産が不動産の場合、当該受託者等が不動産特定共同事業法第6条各号のいずれにも該当しない者である旨の記載を含む。）記載があるか。	
法147条		
規則17条三	受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定目的借入れに係る債権者及び特定社債管理会社（特定社債に物上担保を付す場合は担保附社債信託法に規定する信託会社）の利害に関する事項について記載があるか。	

7. 特定資産の管理等に関する事項	(略)	(略)
規則17条二	特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者（以下「受託者等」という。）の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等について（特定資産が不動産の場合、当該受託者等不動産特定共同事業法第6条各号のいずれにも該当しない者である旨の記載を含む。）記載があるか。	
規則17条三	受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券保有者、特定目的借入れに係る債権者及び特定社債管理会社（特定社債に物上担保を付した場合は担保附社債信託法に規定する信託会社）の利害に関する事項について記載があるか。	

	(略)	(略)
8. 資金の借入れに関する事項	規則18条一	限度額（借入予定残高の上限をいう。）について記載があるか。
	規則18条二	借入金の使途について記載があるか。
9. その他資産流動化計画記載事項	(略)	(略)
	規則19条三	発行される優先出資又は特定社債について少数私募を行う場合には、資産流動化計画の謄本又は抄本を優先出資申込証又は特定社債申込証に添付する旨の記載があるか。
	規則19条四	資産流動化計画に記載される事項のうち、発行される資産対応証券に関する事項又は実行される特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨の記載があるか。
	規則19条五	(5) 特定短期社債若しくは特定約束手形を発行し又は特定目的借入れを行っている場合であって、社員総会の決議により資産流動化計画の変更を行うときは、反対する特定短期社債の債権者、特定約束手形の所有者又は特定目的借入れに係る債権者に対する債務の弁済をするための相当の財産の信託が完了した後で行う旨の記載があるか。
	(略)	(略)

	(略)	(略)
8. 資金の借入れに関する事項	規則18条一	限度額（借入予定残高の上限）について記載があるか。
	規則18条二	借入資金の使途について記載があるか。
9. その他資産流動化計画記載事項	(略)	(略)
	規則19条三	発行される優先出資又は特定社債について少数私募を行う場合には、資産流動化計画を優先出資申込証又は特定社債申込証に添付する旨の記載があるか。
	規則19条四	資産流動化計画に記載される事項のうち、発行される資産対応証券に関する事項又は特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は当該発行が行われる前に行うものとする旨の記載があるか。
	規則19条五	(5) 特定約束手形を発行し又は特定目的借入れを行っている場合であって、社員総会の決議により資産流動化計画の変更を行うときは、反対する特定約束手形の所有者又は特定目的借入れに係る債権者に対する債務の弁済をするための相当の財産の信託が完了した後で行う旨の記載があるか。
	(略)	(略)

改正後

改正前

別紙様式6(ひな型)

別紙様式6(ひな型)

(日本工業規格A4)

(日本工業規格A4)

証明申請書

証明申請書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

財務(支)局長 殿

申請者 本店  
商号 (会社名)  
取締役 (氏名) 印

申請者 本店  
商号 (会社名)  
取締役 (氏名) 印

申請者が\_\_\_\_\_と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の4第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の6第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

申請者が\_\_\_\_\_と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の7第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の9第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：不動産売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日が確認することができるもの

添付書類：不動産売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日が確認することができるもの

：租税特別措置法第83条の4第1項第2号の要件を満たすことを証する書面

：租税特別措置法第83条の7第1項第2号の要件を満たすことを証する書面

証明書

証明書

1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の4第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。

1. 申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の7第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。

2. 申請者による\_\_\_\_\_からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の4第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の4第1項に規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。

2. 申請者による\_\_\_\_\_からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の7第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の7第1項に規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。

同号イに該当する場合 100分の  
同号ロに該当する場合 100分の  
(当該不動産取得前 100分の )

同号イに該当する場合 100分の  
同号ロに該当する場合 100分の  
(当該不動産取得前 100分の )

3. 申請者の上記2.に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の4第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

3. 申請者の上記2.に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の7第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。  
平成 年 月 日

以上のとおり証明する。  
平成 年 月 日

財務(支)局長 印

財務(支)局長 印

別紙 (略)

別紙 (略)

改 正 案	現 行
<p>別紙様式7（ひな型） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 本店 商号 （会社名） 取締役 （氏名） 印</p> <p>申請者が_____から 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、<u>租税特別措置法第83条の4第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の6第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</u> 添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の取得日を確認することができるもの</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1．申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の4第1項第1号</u>に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2．申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、<u>法第83条の4第1項</u>に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指名金銭債権は、<u>法第83条の4第1項</u>に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当する。</p> <p>3．申請者の上記2．に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の4第1項</u>の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>別紙（略）</p>	<p>別紙様式7（ひな型） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 本店 商号 （会社名） 取締役 （氏名） 印</p> <p>申請者が_____から 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、<u>租税特別措置法第83条の7第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の9第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</u> 添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の取得日を確認することができるもの</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1．申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）<u>第83条の7第1項第1号</u>に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2．申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、<u>法第83条の7第1項</u>に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指名金銭債権は、<u>法第83条の7第1項</u>に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当する。</p> <p>3．申請者の上記2．に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の7第1項</u>の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>別紙（略）</p>

改 正 後	改 正 前
別紙様式8（ひな型）  <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p>	別紙様式8（ひな型）  <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p>
証 明 申 請 書	証 明 申 請 書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
財務（支）局長 殿	財務（支）局長 殿
申請者 本店 商号 （会社名） 取締役 （氏名） 印	申請者 本店 商号 （会社名） 取締役 （氏名） 印
申請者が 年 月 日をもって売買契約（請負契約）を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第13項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。 添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。 ：地方税法施行令附則第7条第7項の要件を満たすことを証する書面	申請者が 年 月 日をもって売買契約（請負契約）を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第15項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。 添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。 ：地方税法施行令附則第7条第7項の要件を満たすことを証する書面
証 明 書	証 明 書
1．申請者は、地方税法（以下「法」という）施行令附則第7条第6項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2．申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則第11条第13項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第7項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。 同項第1号に該当する場合 100分の 同項第2号に該当する場合 100分の （当該不動産取得前 100分の ） 3．申請者の上記2．に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。	1．申請者は、地方税法（以下「法」という）施行令附則第7条第6項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。 2．申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則第11条第15項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第7項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。 同項第1号に該当する場合 100分の 同項第2号に該当する場合 100分の （当該不動産取得前 100分の ） 3．申請者の上記2．に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。
以上のとおり証明する。 平成 年 月 日  財務（支）局長 印	以上のとおり証明する。 平成 年 月 日  財務（支）局長 印
（略）	（略）
（別紙）	（別紙）